

介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

令和 3 年 6 月 17 日

福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第 1 条 県は、新型コロナウイルス感染症の発生により介護サービス提供体制に影響を受けている介護事業所等が、緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため、予算で定めるところにより、介護事業等の事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和 5 年 12 月 25 日付け老発 1225 第 1 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施要綱」及び補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別表の補助事業者欄のいずれかに該当する者
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないこと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第 5 条 規則第 3 条の規定にかかわらず、同条第 1 号の事業計画書及び同条第 2 号の収支予算書の提出は省略することができる。

2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書（別記様式第 1 号）に添付すべき書

類は、次のとおりとする。ただし、補助金の申請をしようとする者が市長村である場合は、第6号及び第7号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（別記様式第1号の2）
- (2) 事業実施実績書（別記様式第2号）
- (3) 収支決算書（別記様式第3号）
- (4) 領収書等の写し
- (5) 感染者の発生状況等経緯のわかる書類
- (6) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）
（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (7) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (8) その他知事が必要と認める書類
（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、その効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 第4条第1項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- (5) 第4条第1項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、同項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前号の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第5号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。
- (6) その他、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定及び交付額の確定通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 第5条第2項の規定に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による報告があったものとみなす。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、各1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月17日から施行し、令和3年4月1日以降の令和3年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金に適用する。

2 介護事業所等へのサービス継続支援事業費補助金交付要綱（令和2年7月6日定め）は廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年3月3日から施行し、令和3年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金（追加補助分については、令和4年1月9日）から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月14日から施行し、令和4年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行し、令和4年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行し、令和4年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年8月16日から施行し、改正後の介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱の規定は、同日以降に行われた補助金（令和3年度事業に係るものを除く。）の申請から適用する。

(経過措置)

2 令和3年度事業に係る補助金及びこの要綱の施行の日前までに受理した補助金の申請については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年2月8日から施行し、令和5年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金から適用する。

別表

1 令和4年4月1日から令和5年5月7日までに生じた費用分

1 区分		(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業						
2	補助事業者(注1)	(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む) ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所(19及び20の訪問サービスを含む)、短期入所系サービス事業所(19及び20の宿泊サービスを含む)、介護施設等 ③ 県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所(19及び20の通いサービス又は宿泊サービス、26の短期利用認知症対応型共同生活介護を含む) ④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(2(1)①及び②の場合を除く) ⑤ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等	(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所 2(1)①及び②以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(注2)	(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に当該職員を派遣を行う事業所・施設等 ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ② 県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所(19及び20の通いサービス又は宿泊サービス、26の短期利用認知症対応型共同生活介護を含む) ③ 感染症の拡大防止の観点から必要あり、自主的に休業した介護サービス事業所(注3)				
3	補助上限額(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)	各サービス共通		各サービス共通				
通所系	1	通常規模型	537	/事業所	537	/事業所	268	/事業所
	2	大規模型(Ⅰ)	684	/事業所	684	/事業所	342	/事業所
	3	大規模型(Ⅱ)	889	/事業所	889	/事業所	445	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	231	/事業所	231	/事業所	115	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所	226	/事業所	226	/事業所	113	/事業所
	6	通常規模型	564	/事業所	564	/事業所	282	/事業所
	7	大規模型(Ⅰ)	710	/事業所	710	/事業所	355	/事業所
	8	大規模型(Ⅱ)	1,133	/事業所	1,133	/事業所	567	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	27	/定員	-	-	13	/定員
訪問系	10	訪問介護事業所	320	/事業所	-	-	160	/事業所
	11	訪問入浴介護事業所	339	/事業所	-	-	169	/事業所
	12	訪問看護事業所	311	/事業所	-	-	156	/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所	137	/事業所	-	-	68	/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508	/事業所	-	-	254	/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所	204	/事業所	-	-	102	/事業所
	16	居宅介護支援事業所	148	/事業所	-	-	74	/事業所
	17	福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	282	/事業所
多機能型	18	居宅療養管理指導事業所	33	/事業所	-	-	16	/事業所
	19	小規模多機能型居宅介護事業所	475	/事業所	-	-	237	/事業所
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	/事業所	-	-	319	/事業所
入所施設・居住系	21	介護老人福祉施設	38	/定員	-	-	19	/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設	40	/定員	-	-	20	/定員
	23	介護老人保健施設	38	/定員	-	-	19	/定員
	24	介護医療院	48	/定員	-	-	24	/定員
	25	介護療養型医療施設	43	/定員	-	-	21	/定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所	36	/定員	-	-	18	/定員
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37	/定員	-	-	19	/定員
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35	/定員	-	-	18	/定員
4	補助対象経費	(1) 下記に該当する事業所・施設等 ① 2(1)①～③に該当する事業所・施設等の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ア 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連絡機との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別紙1(その1)のとおり、介護施設等に限る) イ 通所系サービスの代替サービス提供に必要となる介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ウ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用 エ 感染性廃棄物の処理費用 オ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 カ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く) ※なお、イ及びカについては、代替サービス提供期間のみに限る 例 2(1)④に該当する施設等の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 オ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 一定の要件に該当する自費検査費用(別紙1(その1)のとおり、介護施設等に限る) ③ 2(1)⑤に該当する高齢者施設等の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 感度対策等を行った上で施設内療養に要する費用(別紙2(その1)のとおり、高齢者施設等に限る)		(2) 2(2)に該当する事業所の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く) ※なお、①及び②については、代替サービス提供期間のみに限る		(3) 2(3)①～③に該当する事業所・施設等の場合 【連携により緊急時の人材確保支援を行ったための費用】 ① 感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保 ② 感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費		
5	補助率	10/10						

(注1) 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを除く。

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により補助する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により補助する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助金の申請時点で判断すること。

(注2) 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

(注3) 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が(注2)の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。

(注4) 1事業所・施設等につき、2(ア)、(イ)、(ウ)それぞれを補助上限額まで補助することができる。

(注5) 事業所・施設等ごとに、補助上限額と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(注6) 2(ア)及び(イ)の事業所・施設等のうち特別な事情により補助上限額を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、補助額を上乗せすることができる。

(注7) 令和4年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の介護サービスの提供では想定されないものの増し費用については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」(令和5年3月28日付け)

老老0329第3号厚生労働省老健局長通知)に基づき補助を行う。

2 令和5年5月8日以降に生じた費用分

1 区分		(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業			
2 補助事業者(注1)		(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ。)に対応した介護サービス事業所・施設等 ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む) ② 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所(19及び20の訪問サービスを含む)、短期入所系サービス事業所(19及び20の宿泊サービスを含む)、介護施設等 ③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(2(1)①及び②の場合を除く) ④ 施設内療養を行った高齢者施設等	(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所 2(1)①以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(注2)	(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に当該職員の派遣を行う事業所・施設等 ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所(注3)	
3 補助上限額(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)		各サービス共通			
		各サービス共通			
通所系	1	通常規模型	537 /事業所	537 /事業所	268 /事業所
	2	大規模型(Ⅰ)	684 /事業所	684 /事業所	342 /事業所
	3	大規模型(Ⅱ)	889 /事業所	889 /事業所	445 /事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	231 /事業所	231 /事業所	115 /事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所	226 /事業所	226 /事業所	113 /事業所
	6	通常規模型	564 /事業所	564 /事業所	282 /事業所
	7	大規模型(Ⅰ)	710 /事業所	710 /事業所	355 /事業所
	8	大規模型(Ⅱ)	1,133 /事業所	1,133 /事業所	567 /事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	27 /定員	-	13 /定員
訪問系	10	訪問介護事業所	320 /事業所	-	160 /事業所
	11	訪問入浴介護事業所	339 /事業所	-	169 /事業所
	12	訪問看護事業所	311 /事業所	-	156 /事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所	137 /事業所	-	68 /事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508 /事業所	-	254 /事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所	204 /事業所	-	102 /事業所
	16	居宅介護支援事業所	148 /事業所	-	74 /事業所
	17	福祉用具貸与事業所	-	-	282 /事業所
	18	居宅療養管理指導事業所	33 /事業所	-	16 /事業所
多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所	475 /事業所	-	237 /事業所
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638 /事業所	-	319 /事業所
入所施設・居住系	21	介護老人福祉施設	38 /定員	-	19 /定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設	40 /定員	-	20 /定員
	23	介護老人保健施設	38 /定員	-	19 /定員
	24	介護医療院	48 /定員	-	24 /定員
	25	介護療養型医療施設	43 /定員	-	21 /定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所	36 /定員	-	18 /定員
	27	介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37 /定員	-	19 /定員
	28	介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員20人以下)	35 /定員	-	18 /定員
	4 補助対象経費		(1) 下記に該当する事業所・施設等 ① 2(1)①及び②に該当する事業所・施設等の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ア 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 イ 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難時の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別紙1(その2)のとおり、介護施設等に限る) イ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ウ 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ウ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用 エ 感染性廃棄物の処理費用 オ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 カ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所でない利用者への安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く) ※なお、イ及びカについては、代替サービス提供期間のみに限る ② 2(1)③に該当する施設等の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ア 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 イ 一定の要件に該当する自費検査費用(別紙1(その2)のとおり、介護施設等に限る) ③ 2(1)④に該当する高齢者施設等の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 イ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用(別紙2(その2)のとおり、高齢者施設等に限る)	(2) 2(2)に該当する事業所の場合 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ウ 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所でない利用者への安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く) ※なお、①及び②については、代替サービス提供期間のみに限る	(3) 2(3)①及び②に該当する事業所・施設等の場合 【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】 ① 感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保 ② 感染者が発生した事業所・施設等からの介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費
	5 補助率		10/10		

(注1) 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているもの、休業中のものを含む。

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記～28)により補助する。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記～28)により補助する。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助金の申請時点で判断すること。

(注2) 通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局長務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

(注3) 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が(注2)の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。

(注4) 1事業所・施設等につき、2(ア)、(イ)、(ウ)それぞれを補助上限額まで補助することができる。

(注5) 事業所・施設等ごとに、補助上限額と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(注6) 2(ア)及び(イ)の事業所・施設等のうち特別な事情により補助上限額を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、補助額を上乗せすることができる。

(注7) 令和5年10月1日以降に支給された割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日当たり4千円を補助上限とし、1月当たり2万円を限度額とする。

また、月額又は時給による支給の場合には1月当たり2万円を補助上限の限度額とする。

(注8) 令和5年5月8日以降に係る通常の介護サービスの提供では想定されないゆとり増し費用については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」(令和5年12月25日付)

老第1225第1号厚生労働省老健局長通知)に基づき補助を行う。

別紙1（その1）令和4年4月1日から令和5年5月7日までに生じた費用分

別表の1の4 補助対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱いは、以下のとおりとする。

1 補助対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

（対象施設等）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 補助の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を補助対象とする。

1の対象施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会后に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

- ①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合又は感染拡大地域における施設等であること。
- ②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて県に提出すること。県は必要に応じて保健所等にも確認して理由書の確認を行うこと。

※なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

3 補助の上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。(ただし、別表の1の補助単価の範囲内)

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は補助対象外とする。

別紙1（その2）令和5年5月8日以降に生じた費用分

別表の2の4 補助対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱いは、以下のとおりとする。

1 補助対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体が実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 補助の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を補助対象とする。

1の対象施設等において、

- ・感染者と同居する職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

- ①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合又は感染拡大地域における施設等であること。
- ②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて県に提出すること。県は必要に応じて保健所等にも確認して理由書の確認を行うこと。

※なお、感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は本事業の対象とはならない。

3 補助の上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。(ただし、別表の2の補助単価の範囲内)

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は補助対象外とする。

別紙2（その1）令和4年4月1日から令和5年5月7日までに生じた費用分

別表の1の4 補助対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱いは、以下のとおりとする。

1 補助対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・ 保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

（対象事業所・施設）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 補助の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
 - ② ゾーニング（区域をわける）の実施
 - ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
 - ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
 - ⑤ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認
- 等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の（1）及び（2）の要件に該当する場合とする。

- （1） 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- （2） 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※ なお、（1）及び（2）については、感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト（別紙3（その1））に記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること（※）。

※ 令和4年4月8日以降は、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者*が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること。

※ 別紙2（その1）でいう「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。

令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。以下同じ。）後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。

3 補助の上限額

(1) 令和4年9月30日までに施設内療養者となった者

施設内療養者一人当たり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人当たり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人当たり一日1万円を追加補助する（一人当たり最大15万円を追加補助。）。

(2) 令和4年10月1日以降に施設内療養者となった者

施設内療養者一人当たり一日1万円を補助する（一人当たり最大15万円を補助。）。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人当たり一日1万円を追加補助する（一人当たり最大15万円を追加補助。）。

なお、補助額は、別表の1の補助上限額の範囲内（ただし、令和5年4月1日以降に生じた補助額については、令和5年度に適用する基準単価の範囲外とする。）とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他

本補助は、別表の1の2 補助事業者（1）①から③までに該当する事業所・施設等への対象経費と合わせての補助が可能である。

別紙2（その2）令和5年5月8日以降に生じた費用分

別表の2の4 補助対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱いは、以下のとおりとする。

1 補助対象

- 利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

（対象事業所・施設）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 補助の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の（1）から（5）までの要件全てに該当する場合とする。

- （1） 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- （2） 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。

※ なお、（1）及び（2）については、感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト（別紙3（その2））に記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。

- （3） 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う

医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療を含む。）
- ・入院の要否の判断や入院調整

- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。
- (5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

※(3) から(5) までについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等を踏まえて行われた、県又は市町村調査に対する回答内容をもとに、要件を満たすかどうか判断するものとする。

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑦ 施設内療養者^{*1}が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和5年5月8日 から9月30日まで	令和5年10月1日 以降
小規模施設等 (定員29人以下)	同一日に2人以上	同一日に4人以上
大規模施設等 (定員30人以上)	同一日に5人以上	同一日に10人以上

※1 別紙2（その2）でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間を経過していなくても、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。以下同じ。）から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで^{*2}「施設内療養者」であるものとする。

また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで^{*2}「施設内療養者」であるものとする（ただし、

発症日から起算して15日目までを上限とする)。

なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

※2 療養期間中であっても、上記①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

* 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

3 補助の上限額

施設内療養者一人当たり以下の金額を補助する。

	令和5年5月8日 から9月30日まで	令和5年10月1日 以降
2の①から⑥までを 満たす場合の補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)
上記に加えて2の⑦の 要件を満たす場合の 追加補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)

なお、補助額は別表の2の補助上限額の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設当たり200万円、大規模施設等は1施設当たり500万円を限度額とする。

4 その他

本補助は、別表の2の2 補助事業者(1)①から③までに該当する事業所・施設等への対象経費と合わせての補助が可能である。

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト

(注意)このチェックリストは、

別表の1

2 補助事業者

(1)新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等で

4 補助対象経費

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用(別紙2のとおり。高齢者施設等に限る)を申請する事業所・施設等が記載し、提出すること。

1 施設内療養を実施することとなった経緯(複数の者がいる場合はまとめて記載することも可能)

例)保健所に感染者の入院調整を依頼したが、病床ひっ迫等により入院ができなかった。

--

2 チェックリスト

確認項目
<input type="checkbox"/> 必要な感染予防策を講じた上でサービス提供を実施した。
<input type="checkbox"/> ゾーニング(区域をわける)を実施した。
<input type="checkbox"/> コホーティング(隔離)の実施や担当職員を分ける等のための勤務調整を実施した。
<input type="checkbox"/> 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察を実施した。
<input type="checkbox"/> 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローを確認した。
<input type="checkbox"/> 常時(夜間、深夜、早朝を含む。)、1人以上の職員を配置した。 ※やむを得ない事情により、本要件を満たすことが難しい状況があった場合は、「その他」に事情を記載すること。

※各項目は施設内療養時の手引きを参考に実施すること。

※各項目を実施したことが分かる資料を保存しておき、求めがあった場合は、速やかに提出すること。

その他

--

※本資料への虚偽記載があった場合は、基金からの補助の返還や指定取消となる場合がある。

本資料の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

年 月 日 事業所名
代表者 職名 氏名

別紙3 (その2) 令和5年度(令和5年5月8日以降)に生じた費用分

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト

1 チェックリスト

確認項目	
<input type="checkbox"/>	必要な感染予防策を講じた上でサービス提供を実施した。
<input type="checkbox"/>	ゾーニング(区域をわける)を実施した。
<input type="checkbox"/>	コホーティング(隔離)を実施した。
<input type="checkbox"/>	担当職員を分ける等のための勤務調整を実施した。
<input type="checkbox"/>	状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察を実施した。
<input type="checkbox"/>	症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローを確認した。
<input type="checkbox"/>	常時(夜間、深夜、早朝を含む。)、1人以上の職員を配置した。 ※やむを得ない事情により、本要件を満たすことが難しい状況があった場合は、「その他」に事情を記載すること。

※各項目は施設内療養時の手引きを参考に実施すること。

※各項目を実施したことが分かる資料を保存しておき、求めがあった場合は、速やかに提出すること。

その他

※本資料への虚偽記載があった場合は、基金からの補助の返還や指定取消となる場合がある。

本資料の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

年 月 日 事業所名
代表者 職名 氏名

別記
様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宮崎県知事 殿

(住 所)
(法 人 名)
(代表者氏名)

[Redacted area]

補 助 金 等 交 付 申 請 書

介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱に基づく介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金については、円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請する。

申 請 額 : 円

(添付書類)

- 1 第2条第2号に係る納税証明書
- 2 第2条第3号に係る誓約書（様式第4号）
- 3 第5条第2項に規定する書類

【申請内容に関する連絡先】

申請法人住所	〒	[Redacted]
部署名		[Redacted]
担当者氏名		[Redacted]
連絡先	電話番号	[Redacted]
	e-mail	[Redacted]

様式第1号の2(第5条関係)

事業所・施設別申請額一覧

(単位:千円)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	(ア)、(イ)			(ウ)			申請額計(g)	備考
				補助上限額(a)	所要額(b)	申請額(c)	補助上限額(a)	所要額(e)	申請額(f)		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
合計											

(注)

- 1 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。
- 2 「補助上限額(a)」及び「補助上限額(d)」は、「介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱」の別表1に記載された補助上限額を記入すること。
- 3 「所要額(b)」及び「所要額(e)」は「(別記様式第2号)事業所・施設別個票」に記載した所要額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 4 「申請額(c)」は、「補助上限額(a)」と「所要額(b)」を比較して低い方の額を、「申請額(f)」は、「補助上限額(d)」と「所要額(e)」を比較して低い方の額をそれぞれ記入すること。
- 5 「申請額計(g)」は、「申請額(c)」と「申請額(f)」の合計額を記入すること。(自動計算)

様式第2号(その3)(第5条関係)令和5年度(令和5年5月8日から9月30日まで)に生じた費用分

介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金に関する事業実施実績書(事業所単位)					
事業所・施設等の状況	フリガナ				介護保険事業所番号
	事業所・施設等の名称				
	サービス種別		定員		人
	事業所・施設等の所在地	(郵便番号 -)			<small>※定員は短期入所系、入所施設・居住系のみ記載</small>
	連絡先	電話番号		E-mail	
	管理者の氏名				
区分	<input type="checkbox"/>	(ア)、(イ)			
	<input type="checkbox"/>	(ウ)			

(ア)、(イ)	基準単価	千円	所要額① <small>(施設内療養費を除く)</small>	千円	所要額② <small>(施設内療養費分)</small>	千円
---------	------	----	------------------------------------	----	----------------------------------	----

助成対象の区分	<input type="checkbox"/>	※下から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	※別紙の①の額の千円未満切り捨て
<p>ア 対象となる事業所・施設等 (ア)新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ)に対応した介護サービス事業所・施設等 ①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む)(※1~※4) ②感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所(※2)、短期入所系サービス事業所(※3)、介護施設等(※1) ③感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(①、②の場合を除く)(※1) ④施設内療養を行った高齢者施設等(※5)</p> <p>(イ)新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所(※4) (ア)①以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る))</p>			

< 積算内訳①:施設内療養費を除く >

費目	所要額①(円)	用途・品目・数量等
合計	0	

< 積算内訳②:施設内療養費分 >

費目	所要額②(円)	人数・日数等
合計	0	

(ウ)

基準単価	千円	所要額	千円
------	----	-----	----

助成対象の区分		※下から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	※別紙の②の額の千円未満切り捨て
---------	--	--------------------------------------------------	------------------

(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等(※1～※4)

- ・(ア)の①に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

<積算内訳>

費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
合計	0	

- ※1 介護施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護 医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
- ※2 訪問系サービス事業所
訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る)並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所(ア(ア)の事業を除く)及び居宅療養管理指導事業所
- ※3 短期入所系サービス事業所
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る)
- ※4 通所系サービス事業所
通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)
- ※5 高齢者施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

様式第2号(その4)(第5条関係)令和5年度(令和5年10月1日以降)に生じた費用分

介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金に関する事業実施実績書(事業所単位)					
事業所・施設等の状況	フリガナ				介護保険事業所番号
	事業所・施設等の名称				
	サービス種別		定員		人
	事業所・施設等の所在地	(郵便番号 -)			※定員は短期入所系、入所施設・居住系のみ記載
	連絡先	電話番号		E-mail	
	管理者の氏名				
区分	<input type="checkbox"/>	(ア)、(イ)			
	<input type="checkbox"/>	(ウ)			

(ア)、(イ)	基準単価	千円	所要額① (施設内療養費を除く)	千円	所要額② (施設内療養費分)	千円
---------	------	----	---------------------	----	-------------------	----

助成対象の区分	<input type="checkbox"/>	※下から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	※別紙の①の額の千円未満切り捨て
---------	--------------------------	--------------------------------------------------	------------------

ア 対象となる事業所・施設等
 (ア)新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ)に対応した介護サービス事業所・施設等
 ①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む)(※1~※4)
 ②感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所(※2)、短期入所系サービス事業所(※3)、介護施設等(※1)
 ③感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(①、②の場合を除く)(※1)
 ④施設内療養を行った高齢者施設等(※5)

(イ)新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所(※4)
 (ア)①以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る))

<積算内訳①:施設内療養費を除く>

費目	所要額①(円)	用途・品目・数量等
合計	0	

<積算内訳②:施設内療養費分>

費目	所要額②(円)	人数・日数等
合計	0	

(ウ)

基準単価

千円

所要額

千円

助成対象の区分

※下から該当する番号を1つ選択して記入
(複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)

※別紙の②の額の千円未満切り捨て

(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等(※1~※4)

- ・(ア)の①に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

<積算内訳>

費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
合計	0	

※1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※2 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る)並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所(ア(ア)の事業を除く)及び居宅療養管理指導事業所

※3 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る)

※4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)

※5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

収支決算書

1 収入

（単位：円）

区分	金額	備考
1. 県補助金		
2. 自己資金		
3. その他（ ）		
合計	0	

2 支出

（単位：円）

区分	金額	備考
合計	0	

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった
年度介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金について、介護
事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-------------------------------------------------------|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額
（年 月 日付け第 号による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等仕入相当額
（要補助金返還相当額） | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

請 求 書

介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金

年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

(申請者)

住所

法人名

役職・代表者名

年 月 日 付で申請した介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金について、下記金額を請求します。

記

請求額 金 _____ 円

(振込預金口座)

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

担当者名	
電話番号	